長崎地方最低賃金審議会第７回専門部会議事録
（令和８年８月 28 日　午前８時 55 分～午前９時 30 分）　　部会７

１．開会 林部会長	出席予定の委員の皆さまが全員お揃いになりましたので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第７回専門部会」を開催いたします。 初めに委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名のうち、公益委員３名、労側委員２名、使側委員３名、計８名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第６条第６項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 林部会長	改めまして、おはようございます。 委員の皆様方には、早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。 前回まで、繰り返し個別協議を行っていただきましたが、結審には至っていません。 本日、この専門部会において結審し、部会報告書の決定までを予定していますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 事務局より、事務連絡等説明をお願いします。
木場室長	（他県の発効日決定状況を伝達）
３．議題 （１）長崎県最低賃金の改正について 林部会長	ありがとうございました。 それでは、審議に入りたいと思います。 前回までの協議の中で、発効日等も含めて、金額での意見の一致が見られないということで、継続審議となっております。 早速、個別協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 協議の結果、全会一致の合意となりました場合には、速やかに本審への「専門部会報告書」を作成し、ご審議をお願いしたいと思っています。 それでは、最初に労側の皆さまと公益とで個別協議をさせていただきたいと思いますので、使用者側の皆さまは別室でお待ちいただきたいと

	思います。
使用者側委員	＜退室＞ これより 公・労　協　議　　を　１　回、 公・使　協　議　　を　１　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞
労働者側委員	＜入室＞ ＜全体協議を再開＞
林部会長	大変お待たせいたしました。 全体会を再開したいと思います。 ただ今、公労並びに公使の間で個別協議を行いました。 その結果、長崎県最低賃金につきまして、金額並びに発効日について合意が得られましたので、ご報告申し上げます。 「56 円引上げて、時間額 1,087 円」、また発効日については、「令和８年 11 月２日」とするということで合意が得られました。 よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
林部会長	ありがとうございます。 全会一致をもちまして、長崎県の最低賃金は、「時間額 1,087 円」また発効日「令和８年 11 月２日」と合意されましたことを確認します。 ここで金額審議が終了いたしましたので、この後、専門部会報告書について、審議をお願いすることになります。 その前に、労働者側または使用者側から一言発言等ございましたら、

	いただければと思います。
津﨑委員	早期発効及び生計費を重点に、真摯に専門部会に向き合ってきた労働者側として、異例と言える計７回の専門部会が開催された中において、民主主義の根幹である公労使の協議によって導き出された結果であり、最大限尊重しなければならないと考えており、そのため審議会の社会的役割を認識した上で、労働者側が目指してきた全会一致となったことは、意義のあるものと考えております。 なお、これまで譲歩に譲歩を重ねた上で、全会一致に賛同するという労側の覚悟を審議会におきましては、ご理解をいただきたいところであり、今後始まる特定最賃に向けて、本県を取り巻く社会的並びに政策的重要性を踏まえて、今後の長崎県の経済活性化のためにも、真摯な審議を行っていきたいと考えております。
林部会長	ありがとうございました。 それでは、使用者側から一言あればお願いします。
峯下委員	使用者側の立場をこれまで再三説明してきたとおりですが、今回 56 円目安どおりですけれども、非常に厳しい状況の全会一致となっております。 本来なら使用者側の立場を、もっと更に深堀して説明した上で、目安が非常に厳しい額になっていることをもう少し審議したかったのですけれども、いたずらに延ばして審議することは、本来目指すところではございませんし、それと、この 56 円に対して賛成に回らなければ、さらに高い金額でまとまることが容易に想定出来ておりましたので、56 円で賛成に回らせていただきました。 それと、労働者側からの説明があっているように全会一致というところは、非常に意義があると思っております。 ただし、特定最低賃金については、また新しい審議になりますので、それぞれの立場をご説明させていただきたいと思っております。
林部会長	ありがとうございました。 本審に向けて専門部会報告書について審議をお願いしようと思いますので、ただ今からその準備をいたしますので、しばらくお待ちください。 ＜各委員へ報告書（案）配付＞
林部会長	「専門部会報告書」（案）につきまして目をお通しください。

	報告書について、事務局から内容の説明をお願いします。
木場室長	「専門部会報告書」(案)につきまして、説明いたします。 専門部会におきましては、７月 28 日、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金の目安答申がなされた後、労働者側委員及び使用者側委員の皆様方、それぞれのお立場から、議論を交わしていただきました。 その結果、全会一致によりまして、お手元にお配りしております報告書(案)の写しのとおりの結論に達したところでございます。 この報告書の３枚目、別紙１に記載されておりますように、現行の最低賃金を「56 円引上げまして、１時間 1,087 円」とする、との結論に至ったところでございます。 効力発生の日につきましては、11 月２日として「指定日発効」となります。 次に付帯決議についてですが、今年度より初めての試みとなりますが、他県での答申等を参考としまして、当審議会としての要望となるよう意見を取りまとめ、政府に対して要望書を提出するものとしております。 また、労使双方からの要望内容につきましても、参考として添付するようにしております。 簡単ですが、以上となります。
林部会長	ありがとうございます。 ただ今の説明につきまして、何かご意見または修正すべき点はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	＜意見なし＞
林部会長	それでは、この報告書並びに付帯決議につきまして、本審に部会報告させていただきます。
（２）その他 林部会長	それでは、今後の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
木場室長	今後の予定について、ご説明いたします。 ただ今、専門部会において結審がなされましたので、この後、11 時より当会議室におきまして、第３回本審を開催しまして、専門部会報告、本審における採決、答申をいただく予定としております。 本審が終わりましたら、当日より審議会意見に関する公示を行い、15 日間異議申し出を受け付けますと、異議申出締切日が９月 14 日（月）と

	なりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌開庁日である９月 15 日（火）の午前 10 時から、第４回本審（異議審）を開催したいと思います。 異議審の終了後、官報公示等の事務諸手続き等を経まして、11 月２日発効となります。 今後、このような流れで手続き等進めていきたいと思います。
林部会長	ありがとうございました。 専門部会については、これにて結審とさせていただきます。 この後、当会場におきまして第３回審議会本審が開催され、併せて答申が行われる予定ですので、よろしくお願いいたします。 本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 長時間に渡りまして、真摯なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。 これにて専門部会を閉会いたします。 お疲れ様でした。